

政令第三百八号

防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令

内閣は、防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十四号）の一部の施行に伴い、この政令を制定する。

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の六中「第二十四条の二第三項」を削る。

第十四条第一項中「の各号」を削り、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十七条第一項中「若しくは空曹長等又は陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」を「又は空曹長等」に改め、「陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」、「（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された場合を除く。）」及び「（自衛官候補生から引き続

いて自衛官に任用された後最初の期間については、同表に定める期間から当該自衛官候補生であつた期間を減じた期間）」を削り、同条第二項中「陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」を削り、同条第六項第一号中「陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」及び「（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生がそれぞれ陸上自衛官、海上自衛官又は航空自衛官となり、かつ、現に貸与されている被服が当該自衛官に貸与される被服と同一の制式である場合を除く。）」を削る。

第十七条の二第三項中「陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」及び「（陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の自衛官候補生がそれぞれ陸曹長等、海曹長等又は空曹長等となつた場合を除く。）」を削る。

第十七条の三第一項、第十七条の六第一項第一号、第十七条の六の三第七項、第十七条の六の六第一項及び第十七条の七第一項中「自衛官候補生」を削る。

第十七条の十の二を削る。

第十七条の十二第一項中「第二十四条の三第四項第二号」を「第二十四条の二第四項第二号」に改め、

同条第二項中「第二十四条の三第四項各号」を「第二十四条の二第四項各号」に改め、同項ただし書中「法第二十四条の三第四項第三号」を「同項第三号」に改める。

第十七条の十三を次のように改める。

（即応予備自衛官手当の支給等）

第十七条の十三 前二条の規定は、即応予備自衛官に対する即応予備自衛官手当の支給について準用する。この場合において、前条第一項中「法第二十四条の二第四項第二号」とあるのは「法第二十四条の三第三項において準用する法第二十四条の二第四項第二号」と、同項第一号中「又は災害招集」とあるのは「治安招集又は災害等招集」と、同条第二項中「法第二十四条の二第四項各号」とあるのは「法第二十四条の三第三項において準用する法第二十四条の二第四項各号」と読み替えるものとする。

第十八条第七項を次のように改める。

7 学生に対する第二種初任給調整手当は、新たに防衛大学校又は防衛医科大学校に入校を命ぜられた学生であつて、その命ぜられた日において、学生手当の月額を考慮して防衛大臣の定める額に十二を乗じ、その額を算定基礎時間数（第七条の二第一項の防衛大臣の定める時間数に五十二を乗じたものをい

う。次項において同じ。）で除して得た額（当該額に、五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額。以下この項及び次項において「特定額」という。）が、当該学生が教育訓練を受ける地域における第八条の五第六項の規定により一般職に属する国家公務員の例によることとされる民間の賃金の最低基準を考慮して政令で定める額（以下この項及び次項において「基準額」という。）を下回るものに対し、同日から特定額が基準額以上となつた日の前日まで支給する。

第十八条に次の三項を加える。

8 前項の第二種初任給調整手当の月額は、特定額と基準額との差額に、算定基礎時間数を乗じ、その額を十二で除して得た額（当該額に百円未満の端数を生じたときは、これを百円に切り上げた額）とする。

9 第七項の適用を受ける学生以外の学生であつて、同項に規定する第二種初任給調整手当を支給される者との権衡上必要があるものとして防衛大臣の定めるものには、防衛大臣の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

10 前三項に定めるもののほか、学生に対する第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項について

は、一般職に属する国家公務員の例による。

第十八条の二第三項を次のように改める。

3 前条第七項から第十項までの規定は、生徒に対する第二種初任給調整手当の支給について準用する。

この場合において、同条第七項中「防衛大学校又は防衛医科大学校」とあるのは「陸上自衛隊高等工科大学」と、「学生手当」とあるのは「生徒手当」と読み替えるものとする。

第十九条の二から第十九条の四までを削る。

第十九条の五第二項中「第二十六条の三第一項」を「第二十六条の二第一項」に改め、同条を第十九条の二とし、第十九条の六を第十九条の三とする。

第二十五条第一項中「第三十六条第五項」を「第三十六条第二項」に改め、同条第三項中「同条第一項第一号」を「法第二十八条第一項第一号」に改め、「及び第二号」を削り、「同項第三号」を「同項第二号」に、「同項第四号」を「同項第三号」に、「同項第五号」を「同項第四号」に改め、同条第十項中「第三十六条第八項」を「第三十六条第五項」に改め、同条第十一項中「第三十六条第七項」を「第三十

六条第四項」に、「同条第八項」を「同条第五項」に改める。

別表第九イの表品目の項中「又は陸上自衛隊の自衛官候補生」、「又は海上自衛隊の自衛官候補生」及び「又は航空自衛隊の自衛官候補生」を削り、同表備考一中「若しくは航空自衛官又は陸上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」を「又は航空自衛官」に改め、同表備考二中「海士長」を「男子である海士長」に改め、「及び海上自衛隊の自衛官候補生（これらの者のうち女子である者を除く。）」を削り、同表備考三中「若しくは航空自衛官又は陸上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」を「又は航空自衛官」に改め、同表備考四中「又は海上自衛隊の自衛官候補生」を削り、同表備考五を削り、別表第九ロの表品目の項中「又は陸上自衛隊の自衛官候補生」、「又は海上自衛隊の自衛官候補生」及び「又は航空自衛隊の自衛官候補生」を削り、同表備考を次のように改める。

備考 海曹及び女子である海士長以下の海上自衛官に対しては、襟飾りを貸与しない。

別表第十品目の項中「又は陸上自衛隊の自衛官候補生」、「又は海上自衛隊の自衛官候補生」及び「又は航空自衛隊の自衛官候補生」を削る。

（防衛省組織令及び国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第二条 次に掲げる政令の規定中「自衛官候補生」を削る。

一 防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）第五条第三号及び第十二条第三号

二 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十一条の三の六第十四項、第十一条の三の六の四第二項及び第二十二條の二第一項ただし書

（自衛隊法施行令の一部改正）

第三条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第百十四条及び第百七条中「又は陸上自衛隊の自衛官候補生」を削る。

第百十八条の見出し中「航空自衛官等」を「及び航空自衛官」に改め、同条中「若しくは二等空士」を「又は二等空士」に改め、「又は海上自衛隊若しくは航空自衛隊の自衛官候補生」を削る。

第百十九条及び第百二十条中「又は自衛官候補生」を削る。

（防衛省職員の災害補償に関する政令の一部改正）

第四条 防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「自衛官候補生」を削り、「次条第二項第二号」を「次条第二項第一号」に、「次条第二項第三号」を「次条第二項第二号」に改める。

第五条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

（防衛省の職員の育児休業等に関する政令の一部改正）

第五条 防衛省の職員の育児休業等に関する政令（平成四年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十六条第八項」を「第三十六条第五項」に改める。

第三条第一号中「第三十六条第七項」を「第三十六条第四項」に改め、同条第三号中「第三十六条第五項」を「第三十六条第二項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。ただし、附則第四条の規定は、公布の日から施行する。

(自衛官任用一時金の償還金の金額等に関する経過措置)

第二条 防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第五条の規定によりなお効力を有することとされる同法

第五条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第

二十六条の二第三項の規定による自衛官任用一時金の償還については、第一条の規定による改正前の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十九条の三及び第十九条の四の規定は、なおその効力を有する。

(平均給与額に関する経過措置)

第三条 この政令の施行前に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る第四条の規定による改正前の防衛省職員の災害補償に関する政令第四条及び第五条第二項第一号の自衛官候補生の平均給与額の計算については、なお従前の例による。

(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令の一部改正)

第四条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第三十条の十三」を「第三十条の十一」に改める。